

第2回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年10月5日（木）17時00分～18時30分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 佐藤委員、道前委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員

使用者代表委員 西本委員、福島委員

【事務局】

鳥取労働局 片山賃金室長、市村賃金室長補佐

寺地労働基準監督官

4 議 事

- (1) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (2) 関係労使からの意見聴取について
- (3) 金額審議について
- (4) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程
- (2) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (3) 最低賃金の改正決定について（諮問）
- (4) 最低賃金に関する基礎調査結果（鳥取県各種商品小売業）
- (5) 書面による意見聴取（関係労使）
- (6) 県内の雇用情勢（令和5年8月分）
- (7) 最近の雇用失業情勢（令和5年8月）

- (8) 鳥取県の経済動向10月号（抜粋）
- (9) 法人企業景気予測調査結果（令和5年7月～9月期調査）（財務省中国財務局鳥取財務事務所）
- (10) 山陰の金融経済動向（2023.10.2）

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第2回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催します。

本専門部会の成立について御報告をします。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する植木委員、使用者を代表する寺尾委員、労働者を代表する松岡委員は欠席となっております。また、公益を代表する道前委員はテレビ会議システムによる出席です。現在9名の委員のうち6名の御出席を頂いております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告します。

本日の審議会は公開しておりますが、傍聴の希望はございませんでした。

それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いします。よろしくをお願いします。

○佐藤部会長 では、議事に入る前に、第1回以降の経過について事務局より説明をお願いします。

○市村賃金室長補佐 9月11日に開催されました第1回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会以降の経過について説明いたします。

9月13日に第542回鳥取地方最低賃金審議会が開催されました。この審議会におきまして、専門部会報告があり、審議の結果、資料5ページのとおり、審議会会長から鳥取労働局長に対して、鳥取県各種商品小売業最低賃金について改正の必要性ありとの答申がなされました。

これを受けて、7ページにありますように、鳥取労働局長が審議会会長宛てに鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の諮問を行いました。

さらに、最低賃金審議会令第6条第5項にあります全会一致による専門部会の決議をもって審議会の決議とするとの決議がなされました。このほか、書面による意見聴取の実施について御了解いただいたところです。以上が第1回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会以降の審議等の状況です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、次第に従って議事を進めていきますが、10分程度、私と使用者側の西本委員、そして労働者側の北畑委員とで三者協議を行いたいと思いますので、会場の準備をお願いします。10分間休会します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 再開します。

では、まず議事の1、最低賃金に関する基礎調査結果等について事務局からお願いします。

○市村賃金室長補佐 最低賃金基礎調査結果について御説明します。

資料ナンバー4として鳥取県各種商品小売業最低賃金に関する基礎調査結果を提出しています。調査結果の概要を報告します。

調査集計しましたのは、鳥取県内で各種商品小売業最低賃金の適用を受ける事業所です。調査対象事業所数は経済センサスをもとに選定された15事業所のうち、各種商品小売業としての調査対象は7事業場です。調査の基準となる日は、本年6月1日です。有効回答によるデータは、適用除外者を除く労働者数として380人で、復元後の労働者数は1674人でした。

〔資料説明〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただいた点について質問等ありましたらお願いします。

○河村委員 11ページの1、調査結果(1)の②調査対象事業所数(経済センサス)で、15事業所とありますが、この15事業所と、調査対象の7事業所の違いを教えてください。

○片山賃金室長 経済センサスと書いております母集団データベースは、経済センサスを基にピックアップされているわけですが、この中には、各種商品小売業という産業分類で登録されている事業所が15事業所あり、15事業所について調査を行った結果、1事業所は労働者0人で、7事業所については回答のあった調査票の精査及び電話等での聴き取りの結果各種商品小売業から外れたものです。それを除きまして各種商品小売業としては7事業所ということで掲載しています。

○河村委員 分かりました。

○佐藤部会長 そのほかにありますか。

(なし)

○佐藤部会長 では、引き続き、議事の2に進みたいと思います。

関係労使からの意見聴取について説明をお願いします。

○市村賃金室長補佐 関係労使からの意見聴取については2点実施することを第542回鳥取地方最低賃金審議会でご報告したとおり、実施しました。

まず1点目の意見の提出についてですが、鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定につきまして、9月13日から10月3日までの間、公示により関係労使からの意見の受け付けを行いましたが、意見の提出はありませんでした。

2点目の関係労使からの書面による意見聴取につきましては資料ナンバー5にあります。各種商品小売業の特定最低賃金の適用を受ける7事業所の労使に対して、実施しています。資料55ページに10月3日現在における取りまとめ状況を提出しています。

[資料説明]

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、今御説明いただいた点について、何か御質問等ありますでしょうか。

○北畑委員 単純な質問ですが、意見聴取の結果のところ、鳥取県各種商品小売業の最低賃金の金額について知っていたかどうかという設問に対して、労使双方からの回答がありますが、この金額というのは幾らのことを指していますか。また、どういう形で答えられているのでしょうか。

○片山賃金室長 意見書の中には、実は金額を記載しておりませんが、各種商品小売業最低賃金の記載のある、鳥取県の最低賃金というリーフレットを同封しています。ですが、鳥取県各種商品小売業の最低賃金の金額について知っていたかどうかというのは、実は定かではないというのが答えです。場合によっては、鳥取県最低賃金の額がその金額だと把握しておられる可能性もあると思います。

○北畑委員 ありがとうございます。

○佐藤部会長 では、そのほかありますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 では、引き続きになりますが、金額審議については、また次回行いたいと思います。

議事の4その他になりますが、事務局からお願いします。

○片山賃金室長 次回以降の専門部会について説明します。

第3回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会につきましては、10月11日水曜日午後5時となります。第4回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会につきましては、10月16日月曜日午後4時半から予定をしています。また、予備日として、10月19日木曜日午後4時を予定しています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。御質問等ありますか。また、本日の予定は以上で終了になりますが、発言をしておきたいことはありますか。

(なし)

○佐藤部会長 ないようでしたら、これで本日の議事は終了したいと思います。では、ありがとうございます。